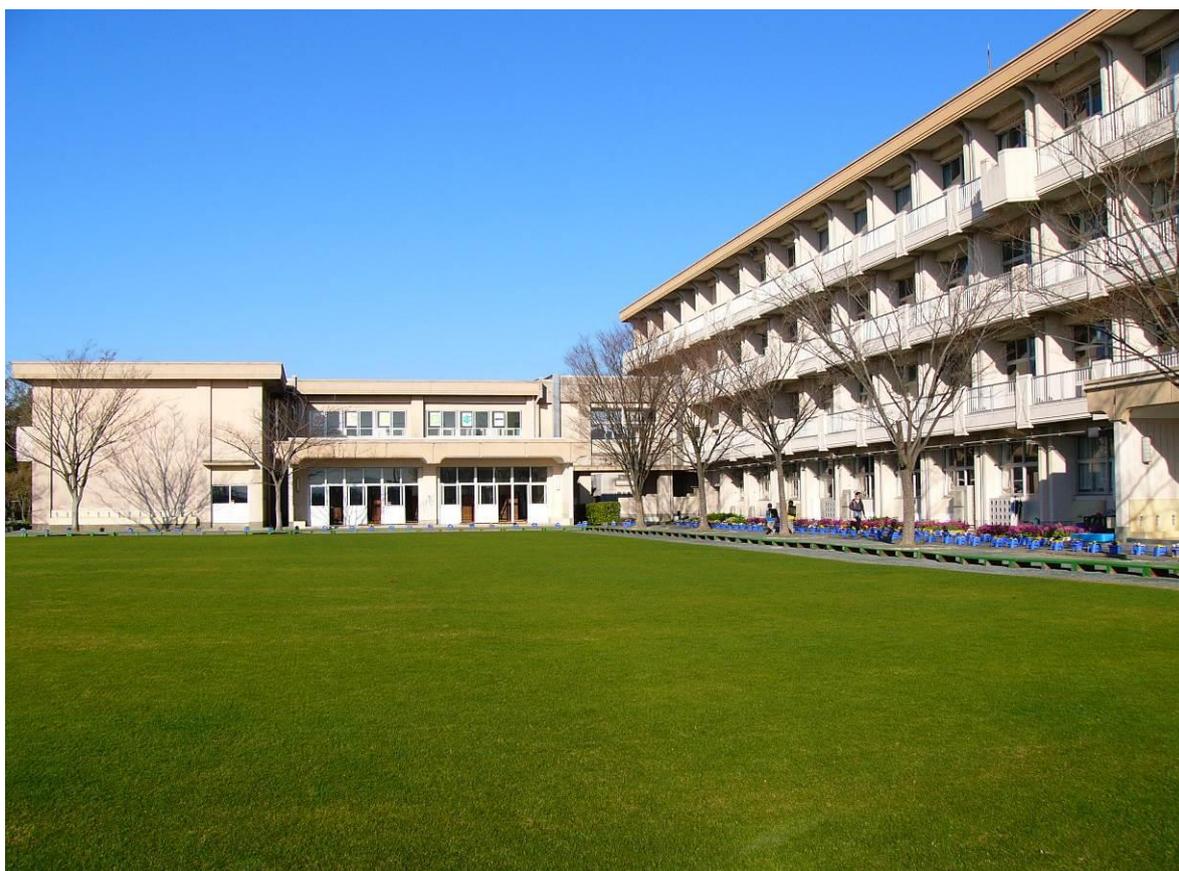


磐田市立東部小学校PTA規約

PTA 役員選考会参考資料



磐田市立東部小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は、磐田市立東部小学校PTAという。
- 第2条 本会は、事務所を磐田市立東部小学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
- 1 良い父母、よい教職員になるように努める。
 - 2 学校と家庭の緊密な連絡によって、児童のすこやかな育成を図る。
 - 3 児童の教育的環境を良くする。
 - 4 教育財政を確立することに努力する。
 - 5 会員相互の親睦を図ると共に、互いに教養を高めるように努力する。

第3章 運動方針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- 1 本会は、児童の幸福のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2 本会は、教職員の人事管理には干渉しない。
 - 3 本会は、他の団体又は他の機関の支配干渉を受けない。
 - 4 本会もしくは、本会役員の名において政治的選挙活動をしない。

第4章 会員

- 第6条 本会の会員たることのできる者は、次のとおりとする。
- 1 磐田市立東部小学校に在籍する児童の父母もしくは保護者。
 - 2 本校の教職員。
 - 3 本会の趣旨に賛同する者。

第5章 経理

- 第7条 本会の経理は、会費及び寄付金その他の収入による。
- 第8条 本会の会費は、月額100円とする。
- 第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会において承認を得なければならない。
- 第11条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第12条 本会の役員は、次のとおりである。
- 会長1名、副会長4名（1名は校長）、書記2名、会計1名
- 第13条 ・役員は、総会において全会員の中より推薦又は投票により選出する。
・副会長は、会長選出地区以外より選出する。
- 第14条 役員は、専門委員、会計監査委員を兼ねることはできない。
- 第15条 役員任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。
- 第16条 役員は、新役員が決定するまではその職務を行う。
- 第17条 補充役員は、会長および次年度会長候補（副会長）が欠けたときに代行する。専門委員、学級委員と兼ねることができる。任期は、残任期間とする。

第18条 本会に、顧問をおくことができる。

第7章 役員の任務

第19条 役員は次の職務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し、運営を総理する。
- 2 会長は、総会並びに運営委員会・常任委員会を招集し運営する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 書記は、総会及び運営委員会・常任委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 5 書記は、記録・通信その他の書類を保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 6 会計は、総会が決定した予算に基づいて一切の会計の事務を処理する。
- 7 会計は、総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 8 会計は、この会の財産を管理し、予算の立案について協力する。

第8章 会計監査委員

第20条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

- 1 会計監査委員の選出は、役員選挙の場合に準ずる。
- 2 会計監査委員は、必要に応じて随時監査を行うことができる。
- 3 会計監査委員の任期は、1年とする。

第9章 総会

第21条 総会は、全会員を以って構成され本会の最高決議機関である。

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、年1回開催する。臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 3 総会の機能は、次のとおりである。
 - ① 会則の一部変更。
 - ② 予算の決議並びに決算の承認。
 - ③ 役員並びに会計監査委員の承認。
 - ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事項の決定。
- 4 総会は、会員の1/3以上の出席がなければ開催することはできない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

第22条 運営委員会は、本会の役員・地区代表委員・専門委員会の各委員長・学級PTA委員会正副委員長を以って構成する。

第23条 運営委員の任務は、次のとおりである。

- 1 事業計画並びに予算案を検討する。
- 2 専門委員会及び学級委員会の連絡調整を図る。
- 3 総会に提出する議案を調整する。
- 4 緊急必要事項を検討する。

第24条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき又は構成員の1/3以上の要求があったとき開催する。

第25条 運営委員会は、委員の1/2以上の出席を必要とする。

第26条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第11章 常任委員会

第27条 常任委員会は、役員・常任委員及び各学年委員長を以って構成する。

第28条 常任委員の任務は、次のとおりである。

- 1 事業計画並びに予算案を審議する。
- 2 総会に提出する議案を審議する。
- 3 その他必要事項を処理する。

第12章 専門委員会

第29条 専門委員会正副委員長の選出は、各専門委員会の互選による。

第30条 本会に次の専門委員会をおく。

- 1 厚生委員会・・・PTA研修の開催等会員の教養の向上を図る。
児童がよりよい条件で生活できるよう整備計画を立て、奉仕作業・資源回収などの活動を行う。
- 2 広報委員会・・・広報「うきみや」等広報刊行物の編集発行にあたりと共学校行事やPTA活動の記録収集に努める。
- 3 文化交流委員会・・・多くの人たちとの交流の企画・運営に力を入れる。取りわけ外国国籍の児童や父母との交流を深めるために活動の在り方にも工夫を凝らす。
- 4 生活環境委員会・・・児童の校外生活が豊かな環境の中で安全に過ごせるために、花いっぱい運動・交通安全指導・校外補導の活動を行う。また、会員の親睦・親子の触れ合いを一層深めるための余暇活動の企画・運営にあたる。
- 5 その他・・・資源回収・「PTAの日」等人手を要する事業等は、常任委員・学級委員であたる。「PTAの日」の準備委員会を別に設ける。

第31条 専門委員は、次のように運営する。

- 1 常任委員は、いずれかの専門委員会に所属するものとする。
- 2 各専門委員会に学校職員が所属する。
- 3 専門委員長は、会長と計って専門委員会を招集し、これを運営する。

第32条 専門委員長の選出は、細則で決める。必要に応じて特別委員会を設けて運営することができる。

第13章 学級委員会

第33条 学年委員会は、学級によって選出された学級委員を以って構成し、運営する。各学年正副委員長は、学年ごとに学級委員の互選により選出され、各学年委員長は、常任委員会に参加する。また、6年学年委員長、5年学年委員長は、学年部の代表として運営委員会に参加する。

第34条 学年・学級委員会は、該当学年の参観会・学年・学級懇談会などに対し、その計画・運営に協力する。

第14章 地区代表委員会

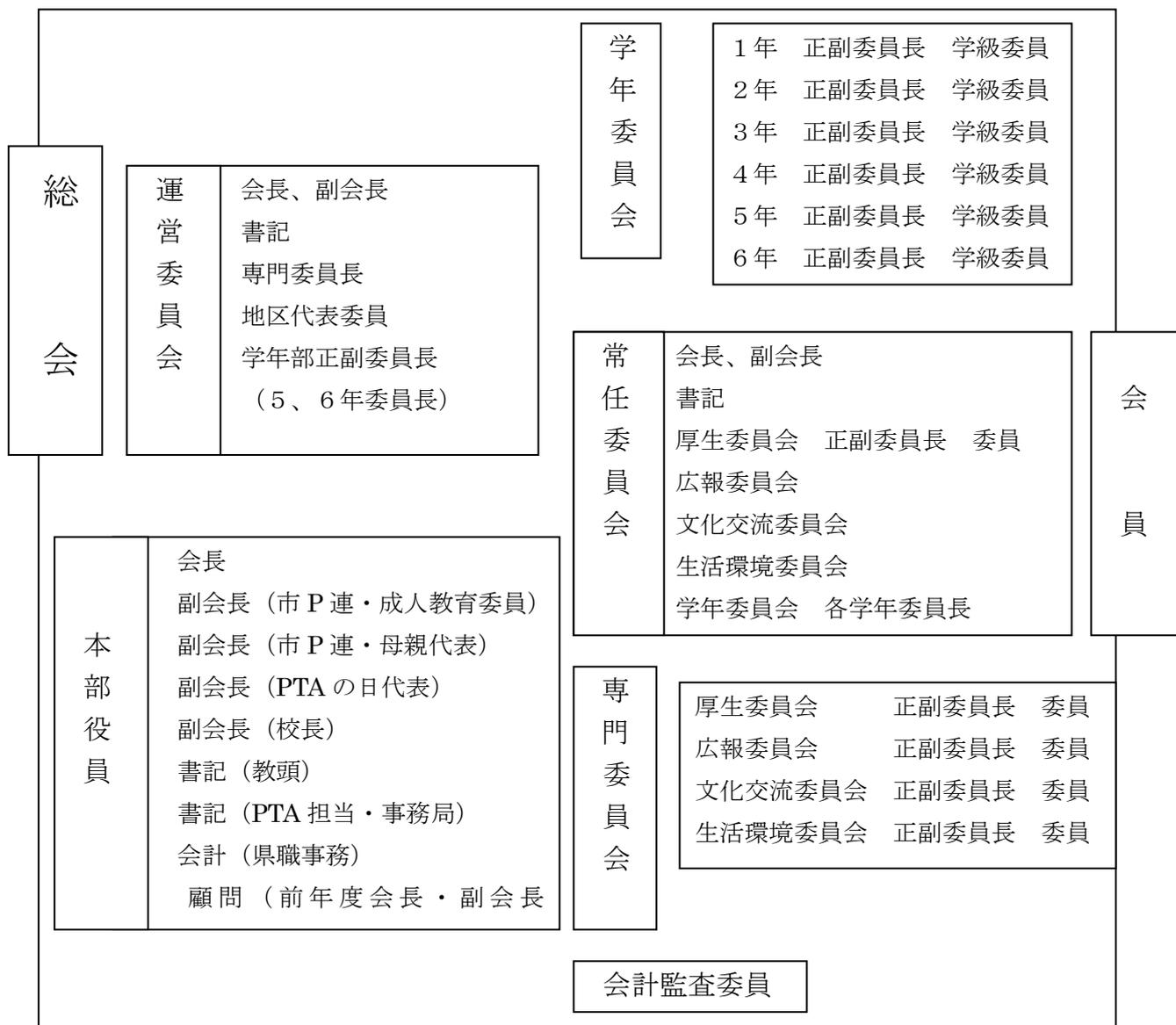
第35条 各地区常任委員の中から地区代表委員を1名ずつ選出する。

(城之崎・安久路・西貝塚・御厨・新貝・南御厨)

付則 この規約は、一部を改正し、令和2年4月17日の総会の日より実施する。

細則

第1条 組織図は次のとおりとする。



第2条 各地区常任委員の数は別に定める。

第3条 専門委員の構成員は会長が委嘱する。

第4条 役員候補の選出にあたっては、事前に「役員候補選考委員会」（構成は別に定める）を組織し、会員の協議により適任者を選考の上、常任委員会に報告する。

第5条 学級委員の人数は、各学級2名とする。

PTA 慶弔規定

- ・ 児童死亡 5,000円
- ・ 会員死亡 5,000円
- ・ 病気見舞 2,000円 児童のみ（1カ月以上に及ぶ時）
- ・ 火災見舞 30,000円 （全焼の場合）
- 15,000円 （半焼の場合）
- ・ 盆供養 2,000円 （児童と会員の場合）
- ・ その他必要に応じて検討する。

役員選考会参考資料

2019.9.5 版

1 役員選考方法について

1.1 会長・副会長の選考方法について 確定

- 会長は、前年度の男性副会長になる。
- 副会長（1名）は、4年生の保護者より選出する。次の会長になる。
- 副会長（2名）は、5年生の保護者より選出する。
- 平成29年度より、役職に関連する地区割りを御厨・新貝・南御厨・西貝・城之崎・安久路の6地区とする。
- 役員（会長職）のローテーションは、南御厨⇒西貝⇒城之崎⇒安久路⇒御厨⇒新貝とする。その他の役員も会長職のローテーションに準じる。

本部役員年度別地区割り振り表（ローテーション表）平成29年4月 PTA 総会にて可決済み

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
会長	新 貝	南御厨	西 貝	城之崎	安久路	御 厨	新 貝
副会長	南御厨	西 貝	城之崎	安久路	御 厨	新 貝	南御厨
副会長 母 親 代 表・会計	西 貝	城之崎	安久路	御 厨	新 貝	南御厨	西 貝
副会長 PTA の 日	城之崎	安久路	御 厨	新 貝	南御厨	西 貝	城之崎
会計 監査	安久路	御 厨	新 貝	南御厨	西 貝	城之崎	安久路
	御 厨	新 貝	南御厨	西 貝	城之崎	安久路	御 厨

※役員選考要領の改正により変更される場合がある。

《参考》ローテーションのコントロールについて

- ✓ 会長地区のローテーションを決定
- ✓ 次年度に会長地区となるところが副会長（男性）の地区
- ✓ 前年度会長地区は会計監査役とする
- ✓ 残り2地区が女性の副会長

1.2 これまでの常任委員選出方法について

- 御厨など大きな6つの地区割りの中にある大字単位の地区（以下「小地区」という。平成27年度では20地区）ごと、世帯数に比例して常任委員を選出。概ね世帯数の1割をイメージしているが、具体的には《29世帯までは1名、それ以上については世帯数の1割マイナス2名》となっている。（ただし、城之崎・安久路・新貝地区は、全域でそれぞれ1地区）
- 児童数が著しく減少している小地区が出始めており、過去に常任委員を経験している保護者が再度選出されるケースが発生してきた。

1.3 平成 28 年度以降の役員選出方法について

前述の点を踏まえ、平成 28 年度以降の常任委員選出方法について

- 新 1 年生については入学式の際に学級委員を選出するが、専門部員については選出しないものとする。

【旧来の選出方法に準じる】

- 大きな6つの地区割りの中にある大字単位の地区（以下「小地区」という。平成 27 年度では 19 地区）ごと、前年度の世帯数に比例して小地区ごとに常任委員を選出する。人数の算出は、29 世帯までは 1 名、それ以上については世帯数の 1 割マイナス 2 名とする。
- ただし、世帯数が少ない小地区で常任委員未経験者がいない（1 世帯 2 回まで）場合やその他特段の理由がある場合、別に定める様式により小地区の状況を地区代表者が P T A 会長あて報告し P T A 役員会（PTA 規約第 12 条）がやむを得ないと判断した場合は、常任委員の選出が免除される。その場合においても、学校との連絡に支障がないよう小地区連絡担当者を選出する。

まとめると以下の表のようになる。

役職	2019年度	2020年度～
本部役員	4	4
会計監査	2	2
広報	6	7
厚生	15	15 ※
生活環境	9	8 ※
文化交流	8	8
学年部	6	6
地区役員	専門委員（※）と 兼務（6）	専門委員（※）と 兼務（6）
合計	50	50

※専門委員：

- ・ 広報・厚生・生活環境
- ・ 文化交流の各委員

1.4 常任委員の免除規定について

常任委員選考にあたっては、なるべく多くの保護者が経験するよう選考会の中で配慮するものとする。ただし、運営委員経験者は、児童の数に関係なくその後の常任委員専門部員の役を免除される（再任は妨げない）。ただし学級委員はこの限りではない。

【参考】

- 本部役員

P：会長、副会長、会計監査委員、顧問

T：副会長（校長）、書記（教頭、PTA 担当職員等）、学校会計（学校職員）

- 運営委員

会長、副会長、書記、学校会計

6 地区代表、広報・厚生・生活環境・文化交流の各委員長

学級委員会委員長（6 年学年委員長）、同副委員長（5 年学年委員長）

東部小学校PTA会長 様

地区代表

地区内における小地区の合併について

このことについて、磐田市立東部小学校PTA役員選考要領 2.2 に基づき、下記のとおり資料を提出します。

記

- 合併をする小地区： 地区と 地区
- 小地区の合併を行う理由